くるみんってな～に？

くるみんマークとは？

くるみんマークとは、「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣（都道府県労働局長へ委任）の認定を受けた企業だけが使用できるマークです。行動計画(※)の終了後、一定の要件を満たす場合に、申請を行うことにより、取得できます。

※行動計画とは・・・企業が従業員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備や、子育てをしていない従業員も含めた多様な労働条件の整備などに取り組むに当たって、**①計画期間 ②目標 ③目標達成のための対策**を定めるものです。

次世代認定マーク「くるみん」

くるみんマーク認定のメリット

○ 税制優遇制度（建物等の割増償却制度）

対象期間内に取得・新築・増改築をした建物等について、認定を受けた日を含む事業年度において、普通償却限度額の32%の割増償却ができます。

※平成23年４月１日から平成26年３月31日までの期間内に始まるいずれかの事業年度において、次世代法の認定を受けることが必要です。詳しくは税務署までお問い合わせください。

○ 企業のイメージアップ

くるみんマークを封筒や名刺、求人広告などに印刷して「子育てサポート企業」をＰＲ！

○ 優秀な人材の確保、社員の定着

子育てサポート企業に興味を持った求職者からの採用に関する問い合わせが増えます!
出産・育児期の社員の離職がなくなって、優秀な社員が定着します！

○ 生産性の向上

社員自身のモラルもアップ！作業が改善され、効率的な労働時間管理ができるようになります。

☆☆『両立支援のひろば』をご利用ください！☆☆

http://www.ryouritsu.jp/

「両立支援のひろば」では、
・一般事業主行動計画の**公表**
・他社の一般事業主行動計画の**閲覧**
・自社の両立支援の取組状況を**診断**する　等ができます。

認定されるには・・・。

STEP1　適切に公表・周知した行動計画の**目標を達成**する

STEP2　計画期間内に、**男性**労働者が**育児休業**等を取得！
労働者数が300人以下の企業は、 看護休暇でもOK等特例あり

STEP3　計画期間内に、女性労働者の70％以上が育児休業等取得
労働者数が300人以下の企業は、 計画期間外も算定対象にできる等特例あり

STEP4　**小学校入学まで**の子どもを持つ労働者が育児休業や短時間勤務ができるようにしている

STEP5　**残業を減らす取組**等、 働き方の見直しを行っている

※次世代法は平成27年3月31日までの法律です。平成27年3月31日までに計画期間が２年以上経過し、申請・審査が終了していることが必要です。

※認定を受けるためには、認定基準の9項目を全て満たす必要があります。
上記の記載は基準を簡略化しておりますので、詳しい認定基準については、三重労働局のホームページをご覧ください。

三重労働局トップページ下方にあるバナーをクリック

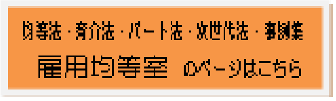

三重労働局：事業主の皆様へ｜次世代法に基づく一般行動事業主行動計画＞『●策定届様式と行動計画例』

認定や一般事業主行動計画についてのご相談は三重労働局雇用均等室にて、受け付けておりますので、お気軽にご相談ください。

〒514-8524　津市島崎町３２７－２
津第二地方合同庁舎

TEL 059-226-2318